

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、次のとおり公表します。

- (1) 用途ごとの公表一覧
 - ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物
 - ① 体育館（一般公共の用に供されるもの）
 - ② 病院・診療所
 - ③ 劇場、観覧場、映画館、演芸場
 - ④ 百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - ⑤ ホテル・旅館
 - ⑥ 博物館・美術館・図書館
 - ⑦ 遊技場
 - ⑧ 保健所・税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物
 - ⑨ 小学校・中学校・中等教育学校の前期課程・特別支援学校
 - ウ 一定量以上の危険物を取扱う大規模な貯蔵場等
 - ⑩ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- (2) 附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価
- (3) 附表2 記号の説明

静岡市都市局建築部建築指導課

耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表

【静岡市】

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

① 体育館（一般公共の用に供されるもの）

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
					安全性の評価 (I, II, III)	内容	実施時期		
1	静岡市清水総合運動場 体育館	静岡県静岡市清水区 清開2丁目42-1	体育館	2(5-2)	Is/Is0=2.10 CT・SD=1.26	III			

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載のIs/I₅₀に用いるI₅₀は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表

【静岡市】

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

② 病院・診療所

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						安全性の評価(I, II, III)	内容	
1	静岡県立総合病院 本館	静岡県静岡市葵区 北安東4丁目772-5	病院	2(5-6) 充腹材	Is/Is0=1.01 CTU・SD=0.51 III			
2	静岡てんかん・神経医療センター 外来管理診療棟	静岡県静岡市葵区 漆山4-1	病院	2(5-3)	Is/Is0=1.0 CTU・SD=0.68 III			
3	静岡済生会総合病院 西館	静岡県静岡市駿河区 小鹿1丁目1-1	病院	2(5-5) 充腹材	Is/Is0=1.16 CT・SD=0.33 III			
4	JA静岡厚生連清水厚生病院 東棟	静岡県静岡市清水区 庵原町578-1	病院	2(5-3)	Is/Is0=1.18 CTU・SD=0.73 III			・老人ホーム
5	JA静岡厚生連清水厚生病院 西棟	静岡県静岡市清水区 庵原町578-1	病院	2(5-3)	Is/Is0=1.21 CTU・SD=0.74 III			・老人ホーム

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
 損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載のIs/Is0に用いるIs0は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表

【静岡市】

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

③ 劇場、観覧場、映画館、演芸場

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
					安全性の評価 (I, II, III)	内容	実施時期		
1	静岡市民文化会館 大ホール	静岡県静岡市葵区 駿府町208-2	劇場	2(5-5) 充腹材	Is/Is0=1.21 C _T ・S _D =0.59	III	/	/	
2	静岡市民文化会館 中ホール	静岡県静岡市葵区 駿府町208-2	劇場	2(5-5) 充腹材	Is/Is0=1.41 C _T ・S _D =0.69	III	/	/	

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
 損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{s0} に用いる I_{s0} は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表

【静岡市】

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

④ 百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						安全性の評価(I, II, III)	内容	
1	静岡伊勢丹	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目7	百貨店	2(14)	確認できる (新耐震基準に適合)	III		
2	(株)大丸松坂屋百貨店 松坂屋静岡店本館	静岡県静岡市葵区御幸町10-2	百貨店	2(14)	確認できる (新耐震基準に適合)	III		
3	田丸屋ビル・きたがわ宝石ビル	静岡県静岡市葵区紺屋町6-7	物品販売店舗	2(5-6) 充腹材	Is/Is0=1.00 CTU・SD=0.48	III		
4	ヤマダ電機テックランド静岡店	静岡県静岡市駿河区馬淵2丁目201	物品販売店舗	2(5-3)	Is/Is0=1.18 CTU・SD=0.77	III		

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載のIs/Is0に用いるIs0は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表

【静岡市】

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

⑤ ホテル・旅館

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
					安全性の評価(I, II, III)	内容	実施時期		
1	中島屋グランドホテル ガーデンホテル静岡	静岡県静岡市葵区 紺屋町3-10	ホテル	2(5-6) 充腹材	Is/Is0=1.04 CTU・SD=0.60	III	/	/	・Rt=0.937

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
 損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載のIs/I₀に用いるI₀は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表

【静岡市】

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

⑥ 博物館・美術館・図書館

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
					安全性の評価(I, II, III)	内容	実施時期		
1	東海大学海洋科学博物館	静岡県静岡市清水区 三保2389	博物館	2(5-3)	Is/Is0=0.51 CTU・SD=0.43	II	耐震改修 (設計)		

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
 損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{s0} に用いる I_{s0} は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表

【静岡市】

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

⑦ 遊技場

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
					安全性の評価(I, II, III)	内容	実施時期		
1	神明ホール	静岡県静岡市葵区 神明町71-1	遊戯場	2(5-6) 充腹材	Is/Is0=0.34 CTU・SD=0.21	I			・耐震改修検討中 ・ボーリング場等

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{s0} に用いる I_{s0} は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表

【静岡市】

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

⑧ 保健所・税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						安全性の評価(I, II, III)	内容	
1	静岡市役所静岡庁舎本館	静岡県静岡市葵区追手町5-1	庁舎	2(5-1)	Is/Is0=1.50 III			
2	静岡県庁舎本館	静岡県静岡市葵区追手町9-6	庁舎	2(5-1)	Is/Is0=1.58 III			
3	静岡県庁舎東館	静岡県静岡市葵区追手町9-6	庁舎	2(14)	確認できる (新耐震基準に適合) III			
4	静岡県庁舎西館	静岡県静岡市葵区追手町9-6	庁舎	2(14)	確認できる (新耐震基準に適合) III			
5	静岡中央警察署本署	静岡県静岡市葵区追手町6-1	警察署 消防署	2(5-5) 充腹材	Is/Is0=1.90 CT・SD=0.57 III			
6	静岡市役所清水庁舎高層棟	静岡県静岡市清水区旭町6-8	庁舎	2(5-6) 充腹材	Is/Is0=1.01 CTU・SD=0.48 III			

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載のIs/Is0に用いるIs0は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表

【静岡市】

(1) 用途ごとの公表一覧表

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

⑨ 小学校・中学校・中等教育学校の前期課程・特別支援学校

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						安全性の評価(I, II, III)	内容	
1	静岡市立麻機小学校南校舎	静岡県静岡市葵区有永3-1	小学校	2(5-2)	Is/Is0=1.31 C _T ・S _D =0.85 III			
2	静岡市立安倍口小学校北校舎	静岡県静岡市葵区安倍口新田44	小学校	2(5-2)	Is/Is0=1.71 C _T ・S _D =1.06 III			
3	静岡市立安東小学校中校舎	静岡県静岡市葵区安東3丁目55	小学校	2(5-1)	Is/Is0=1.65 III			
4	静岡市立井宮小学校南校舎	静岡県静岡市葵区平和1丁目124	小学校	2(5-1)	Is/Is0=1.85 III			
5	静岡市立井宮北小学校校舎	静岡県静岡市葵区上伝馬207-2	小学校	2(5-2)	Is/Is0=1.61 C _T ・S _D =0.97 III			
6	静岡市立駒形小学校校舎	静岡県静岡市葵区南安倍2丁目82-1	小学校	2(5-1)	Is/Is0=1.70 III			
7	静岡市立田町小学校東校舎	静岡県静岡市葵区田町5丁目70	小学校	2(5-1)	Is/Is0=1.85 III			
8	静岡市立千代田東小学校南校舎	静岡県静岡市葵区川合3丁目996-1	小学校	2(5-2)	Is/Is0=1.96 C _T ・S _D =0.95 III			
9	静岡市立西奈小学校南校舎	静岡県静岡市葵区瀬名3丁目2667-1	小学校	2(5-2)	Is/Is0=1.70 C _T ・S _D =0.46 III			

10	静岡市立西奈南小学校 南校舎	静岡県静岡市葵区 南瀬名町52-1	小学校	2(5-2)	Is/Is0=1.80 CT・SD=1.08 III			
11	静岡市立服織小学校 北校舎	静岡県静岡市葵区 羽鳥6丁目1430-1	小学校	2(5-1)	Is/Is0=1.58 III			
12	静岡市立横内小学校 南校舎	静岡県静岡市葵区 緑町128	小学校	2(5-1)	Is/Is0=1.73 III			
13	静岡市立大里西小学校 北校舎	静岡県静岡市駿河区 中原316-1	小学校	2(5-1)	Is/Is0=1.75 III			
14	静岡市立大谷小学校 校舎	静岡県静岡市駿河区 大谷3667-12	小学校	2(5-2)	Is/Is0=2.03 CT・SD=1.22 III			
15	静岡市立長田東小学校 北校舎	静岡県静岡市駿河区 東新田3丁目703-1	小学校	2(5-1)	Is/Is0=1.66 III			
16	静岡市立長田南小学校 南校舎	静岡県静岡市駿河区 広野4丁目30-1	小学校	2(5-1)	Is/Is0=1.75 III			
17	静岡市立川原小学校 北校舎	静岡県静岡市駿河区 下川原4丁目108-1	小学校	2(5-3)	Is/Is0=1.98 CTU・SD=0.43 III			
18	静岡市立中島小学校 北校舎(東)	静岡県静岡市駿河区 中島2992-1	小学校	2(5-3)	Is/Is0=1.61 CTU・SD=1.02 III			
19	静岡市立中田小学校 北校舎	静岡県静岡市駿河区 中田2丁目107	小学校	2(5-1)	Is/Is0=1.85 III			
20	静岡市立南部小学校 校舎	静岡県静岡市駿河区 南八幡町461-1	小学校	2(5-1)	Is/Is0=1.56 III			
21	静岡市立東豊田小学校 南校舎	静岡県静岡市駿河区 池田173-1	小学校	2(5-2)	Is/Is0=1.71 CT・SD=1.03 III			
22	静岡市立富士見小学校 南校舎	静岡県静岡市駿河区 登呂1丁目3130	小学校	2(5-2)	Is/Is0=1.43 CT・SD=0.63 III			
23	静岡市立清水入江小学校 東校舎	静岡県静岡市清水区 追分2丁目90-1	小学校	2(5-1)	Is/Is0=1.53 III			

24	静岡市立清水不二見小学校 南校舎	静岡県静岡市清水区 新緑町885	小学校	2(5-2)	Is/Is0=2.13 CT・SD=0.59 III			
25	静岡市立安倍川中学校 南校舎	静岡県静岡市葵区 弥勒2丁目1-2	中学校	2(5-1)	Is/Is0=1.63 III			
26	静岡市立籠上中学校 北校舎	静岡県静岡市葵区 平和2丁目200-1	中学校	2(5-1)	Is/Is0=1.66 III			
27	静岡市立観山中学校 南校舎	静岡県静岡市葵区 観山8-2	中学校	2(5-2)	Is/Is0=1.61 CT・SD=0.79 III			
28	静岡市立観山中学校 北校舎	静岡県静岡市葵区 観山8-2	中学校	2(5-3)	Is/Is0=1.83 CTU・SD=0.93 III			
29	静岡市立末広中学校 北校舎	静岡県静岡市葵区 末広町41	中学校	2(5-1)	Is/Is0=1.58 III			
30	静岡市立末広中学校 南校舎	静岡県静岡市葵区 末広町41	中学校	2(5-3)	Is/Is0=1.78 CTU・SD=0.49 III			
31	静岡市立西奈中学校 南校舎	静岡県静岡市葵区 東瀬名町1008-1	中学校	2(5-1)	Is/Is0=1.66 III			
32	静岡市立美和中学校 校舎西側	静岡県静岡市葵区 足久保口組3276-2	中学校	2(5-2)	Is/Is0=1.58 CT・SD=0.95 III			
33	静岡市立長田西中学校 南校舎	静岡県静岡市駿河区 丸子1丁目1-1	中学校	2(5-1)	Is/Is0=1.70 III			
34	静岡市立長田南中学校 校舎	静岡県静岡市駿河区 みずほ3丁目9-1	中学校	2(5-1)	Is/Is0=1.63 III			
35	静岡市立高松中学校 校舎中央	静岡県静岡市駿河区 登呂4丁目57-1	中学校	2(5-3)	Is/Is0=2.01 CTU・SD=1.23 III			
36	静岡市立東豊田中学校 東校舎	静岡県静岡市駿河区 国吉田5丁目1101-1	中学校	2(5-2)	Is/Is0=1.58 CT・SD=0.95 III			
37	静岡市立南中学校 南校舎(東)	静岡県静岡市駿河区 宮竹2丁目176	中学校	2(5-3)	Is/Is0=2.06 CTU・SD=1.26 III			

38	静岡市立清水第一中学校 南校舎	静岡県静岡市清水区 宮代町323	中学校	2(5-3)	Is/Is0=1.81 CTU・SD=1.09 III			
39	国立大学法人静岡大学教育学部 附属静岡中学校 校舎	静岡県静岡市葵区 駿府町243-2	中学校	2(5-3)	Is/Is0=1.63 CTU・SD=1.00 III			
40	静岡英和女学院中学校 1号館	静岡県静岡市葵区 西草深町8-1	中学校	2(5-3)	Is/Is0=1.20 CTU・SD=0.75 III			
41	静岡聖光学院 校舎棟	静岡県静岡市駿河区 小鹿1440	中学校	2(5-2)	Is/Is0=1.40 CTU・SD=0.84 III			
42	星美学園 4号館・5号館	静岡県静岡市清水区 中之郷3丁目604-1	小中学校	2(5-3)	Is/Is0=1.18 CTU・SD=0.74 III			
43	静岡県立中央特別支援学校 管理教室棟	静岡県静岡市葵区 漆山777	特別支援学校	2(5-2)	Is/Is0=2.11 CT・SD=1.21 III			

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{s0} に用いる I_{s0} は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

耐震診断義務化対象建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途ごとの公表一覧表

ウ 一定量以上の危険物を取扱う大規模な貯蔵場等

⑩ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
					安全性の評価 (I, II, III)	内容	実施時期		
1	ジヤトコ株式会社蒲原事業所 第1工場	静岡県静岡市清水区 蒲原4905-11	工場	2(3-2)	Is=0.62 q=1.84 III	/	/		
2	ジヤトコ株式会社蒲原事業所 第2工場	静岡県静岡市清水区 蒲原4905-11	工場	2(3-2)	Is=0.77 q=1.50 III	/	/		
3	東洋アルミニウム株式会社 蒲原製造所圧延工場棟 第1期/第3期棟	静岡県静岡市清水区 蒲原4984-1	工場	2(7)	Is=0.73 q=2.26 III	/	/		

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
 損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{s0} に用いる I_{s0} は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

(2) 附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価

※ 耐震診断の方法は、平成18年国土交通省告示第184号において定められており、それらのうちいずれかの方法を用いて診断を実施すればよい。なお、(1)用途毎の公表一覧表に記載がない方法は、網掛けしている。

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
1(1)	指針第1第一号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_W < 0.7$	$0.7 \leq I_W < 1.0$	$1.0 \leq I_W$
1(2)	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_S < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_S$ かつ $1.0 \leq q$
2(1)	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	$I_S < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_S$ かつ $1.0 \leq q$
2(2)	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
2(3-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1978年版)	$V_R/V_1 < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 < V_R/V_1$
2(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_S < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_S$ かつ $1.0 \leq q$
2(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$
2(4-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$
2(5-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1977年版)	$I_S/I_{S0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
2(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
				$1.25 < C_T \cdot S_D$
2(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
2(5-4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
2(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合 $I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合 $I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$		$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
2(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合 $I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合 $I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$		$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
2(6)	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un}$ かつ $GI_s < 1.0$
				$1.0 \leq GI_s$
2(7)	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
2(8)	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
2(9)	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」	$P/Q < 0.5$	$0.5 \leq P/Q < 1.0$	$1.0 \leq P/Q$

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
2(10-1)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち大型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
2(10-2)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうちリブ付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
		換算壁量 < 基準壁量/2	基準壁量/2 \leq 換算壁量 < 基準壁量	基準壁量 \leq 換算壁量
		換算壁枚数 < 基準壁枚数/2	基準壁枚数/2 \leq 換算壁枚数 < 基準壁枚数	基準壁枚数 \leq 換算壁枚数
2(10-3)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち臥梁付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
		換算壁量 < 基準壁量/2	基準壁量/2 \leq 換算壁量 < 基準壁量	基準壁量 \leq 換算壁量
		換算壁長 < 必要壁長/2	必要壁枚数/2 \leq 換算壁長 < 必要壁長	必要壁長 \leq 換算壁長
2(11)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
2(12)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
2(13)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法	—	—	要件を全て満たす

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
2(14)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	—	—	確認できる

I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

(3) 附表2 記号の説明

※公表一覧表において使用する記号の説明については、以下のとおり。

記号	名称	説明
I_s	構造耐震指標	<ul style="list-style-type: none"> 個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標 構造図面やコンクリート強度試験結果等をもとに、建物が保有する「強度」と「粘り強さ」、「建物形状のバランス」、「経年劣化」をそれぞれ評価して、構造計算により算定する 個々の建設年や構造計画等によって数値は変わる
I_{s0}	構造耐震判定指標	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性能の有無を判定するための指標 全国基準では鉄筋コンクリート造や鉄骨造は一般的に 0.6
$C_T \cdot S_D$ $C_{TU} \cdot S_D$	累積強度指標 (C_T) 終局限界における累積強度 指標 (C_{TU}) 形状指標 (S_D)	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造の建物に一定の「強度 (堅さ)」を確保するための指標 建物の「粘り強さ」を過剰に評価すると (地震時の倒壊は免れても) 外装材の脱落等が生じる危険性が大きくなるため、それを防止するために、一定の「強度 (堅さ)」を確保
V_R	構造耐震指標	<ul style="list-style-type: none"> 個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標 建物が倒壊するまでに吸収し得るエネルギー量の大きさを表した指標
V_I	地震入力指標	<ul style="list-style-type: none"> 地震により建物に入ってくるエネルギーの大きさを表した指標 $V_R > V_I$ の場合に、「耐震性あり」と判定される
q	保有水平耐力に係わる指標	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造の建物に一定の「強度 (堅さ)」を確保するための指標
Z	地震地域係数 (地域指標)	<ul style="list-style-type: none"> 建物が建っている地域における歴史地震の被害程度や地震活動度等に応じて国が定める補正係数 ($Z=0.7\sim 1.0$) 静岡は $Z=1.0$ (県構造設計指針により $Z_s=1.2$ に割り増し)
G	地盤指標	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な地盤で地震の揺れが増幅される恐れがある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数 「がけ地」や「局所的な高台」などの場合に割り増し
U	用途指標	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点や災害時要援護者が利用する建物で、地震後も継続利用の必要がある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数
R_t	振動特性係数	<ul style="list-style-type: none"> 地盤種別ごとに、建物の固有周期に対して、入力地震による建物の層せん断力を低減させる係数